

## 第4部 - 第2 資源循環型ごみ処理の推進

### 基本的な考え方

市内におけるごみの排出量は、ここ数年人口が増加しているにもかかわらず、わずかに減少傾向が見られますが、今後ごみの排出量を減らしていくことが必要です。

国は、平成12年「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など、廃棄物処理・リサイクル推進等に関する各種法案を成立させ法体系の整備を行いました。これは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から、限りある資源をできる限り循環・再利用する資源循環型社会への転換をめざすものです。

市では、これらの状況をふまえ、過剰包装・使い捨て商品の抑制など、ごみの発生・排出抑制、再利用・再活用など、なお一層のリサイクルを推進するため、平成17年2月から新たなごみの分別収集を開始し、ごみの排出量は減少しています。また、東京たま広域資源循環組合では、平成18年度より焼却灰のエコセメント化事業を実施し、焼却灰を資源化するなど最終処分場の延命化に努めています。

今後も、マイバッグやリサイクル協力店の普及など排出抑制に努め、分別排出の徹底など引き続きごみの減量・資源化に取り組むとともに、なお一層のごみ減量・資源化の推進の必要性やごみ処理経費の公平負担の見地などから、家庭系ごみの有料化の実施に向けて、具体的な内容や時期等について慎重に検討を進めます。

また、新ごみ処理施設の整備については、平成18年3月策定の「新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、ふじみ衛生組合において市民を含む検討会の意見も踏まえながら推進していきます。

### まちづくり指標

| 協働指標         | 計画策定時の状況(平成12年) | 前期実績値(平成15年) | 中期実績値(平成18年) | 目標値(平成22年) |
|--------------|-----------------|--------------|--------------|------------|
| 一人一日あたりの総排出量 | 977g            | 924g         | 892g         | 850g       |

ごみの減量化に関する指標です。ごみの発生・排出抑制により、排出されるごみの減量をめざします。ここでは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみと分別収集や集団回収によって集められるびん、缶、古紙などを合わせた排出物の発生総量を総排出量としています。

| 行政指標            | 計画策定時の状況(平成12年)     | 前期実績値(平成15年)        | 中期実績値(平成18年)      | 目標値(平成22年) |
|-----------------|---------------------|---------------------|-------------------|------------|
| 最終処分場に埋め立てるごみの量 | 6,366m <sup>3</sup> | 3,416m <sup>3</sup> | 229m <sup>3</sup> | 減少         |

最終処分場の負荷軽減をめざす指標です。焼却灰の資源化、ごみの減量化・資源化を推進し、ごみの埋め立てゼロをめざします。

### 施策・主な事業の体系

#### 1 資源循環型ごみ処理の計画的な推進

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| (1)「ごみ処理総合計画2010」の改定と推進 | ◎ ①「ごみ処理総合計画2010」の改定と推進 |
| (2)新ごみ処理施設の整備           | ◎ ①新ごみ処理施設の整備           |

#### 2 啓発活動の推進

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1)啓発活動の展開        | ①啓発活動等の充実               |
|                   | ②「ごみ減量等推進会議」との連携の強化     |
|                   | ③情報提供の充実                |
|                   | ④市民活動の支援                |
| (2)環境学習・消費者教育等の推進 | ①関係機関・団体等との連携による学習活動の充実 |

### 3 ごみの発生・排出抑制

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| (1)発生・排出抑制施策の拡充 | ◎ ①過剰包装・使い捨て商品の抑制 |
|                 | ◎ ②エコ野菜地域循環事業の推進  |
|                 | ※ ③マイバッグの普及       |
|                 | ※ ④リサイクル協力店の普及    |
|                 | ⑤事業系ごみの排出抑制の促進    |

### 4 リサイクルの推進

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| (1)再使用施策の拡充 | ※ ①再使用推進事業の支援           |
|             | ②リサイクル市民工房の充実           |
| (2)再利用施策の拡充 | ◎ ①びん・缶・プラスチック類等の資源化の推進 |
|             | ②集団回収の拡充                |

### 5 収集・運搬体制の整備

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1)収集・運搬体制の整備 | ※ ①効率的でわかりやすい収集方法の推進 |
|               | ②夜間・早朝収集の改善          |
|               | ③ふれあいサポート事業の推進       |

### 6 中間処理の推進

|                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1)三鷹市環境センターの適切な運営 | ※ ①三鷹市環境センターの適切な運営    |
| (2)リサイクルセンターの整備・充実 | ※ ①リサイクルセンター整備の検討     |
|                    | ②ごみ質の変化等に対応した適切な処理の推進 |

### 7 最終処分場の負荷軽減

|              |                |
|--------------|----------------|
| (1)最終処分場の延命化 | ※ ①焼却灰の資源化の推進  |
|              | ②ごみの減量化・資源化の推進 |

### 8 ごみ処理制度の充実・整備

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1)ごみ処理手数料の見直し | ◎ ①家庭系ごみ有料化の検討・実施 |
| (2)処理責任の明確化    | ※ ①拡大生産者責任の明確化    |
|                | ②産業廃棄物への適切な対応     |

### 9 推進体制の整備

|            |                     |
|------------|---------------------|
| (1)推進体制の強化 | ①市民・関係団体・事業者等との連携強化 |
|            | ②広域的な連携強化           |

## 主要事業（ で示しています）

#### 1-(1)-① 「ごみ処理総合計画2010」の改定と推進

廃棄物・リサイクル関連法の整備やごみ質の変化等をふまえて策定した「ごみ処理総合計画2010」を改定し、資源循環型社会の形成をめざした計画的な施策の推進を図ります。

（市・市民・関係団体・民間）

|                      | 計画期間(平成22年)の目標 | 中期達成状況(18年度末) | 後 期 |    |    |    |
|----------------------|----------------|---------------|-----|----|----|----|
|                      |                |               | 19  | 20 | 21 | 22 |
| 「ごみ処理総合計画2010」の改定と推進 | 推進             | 推進            | 改定  | 推進 |    | →  |

### 1-(2)-① 新ごみ処理施設の整備

新ごみ処理施設については、平成14年1月、三鷹市・調布市の市民・学識者・市職員で構成する「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」からの答申を踏まえ、建設候補地及び処理方法の選定を行い、平成18年3月に「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定しました。基本計画では、ふじみ衛生組合を事業主体とし、ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地を建設用地とするとともに、基本方針として、①環境と安全に徹底的に配慮した施設とすること、②焼却処理により発生する熱エネルギーの積極的な有効利用を進め、循環型社会形成のシンボルとなる施設とすること、③市民とともにつくる施設とすること、④「環境学習機能」と「ふれあい機能」が充実した市民に愛される総合施設とすることなど、基本的な方向性が確認されています。

今後、この基本計画に基づき、ふじみ衛生組合において、施設整備実施計画の策定及び環境影響評価作業などの所定の調査・手続きを行い、環境と安全に徹底的に配慮した施設づくりを両市の市民とともに推進するために設置した「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会」などの意見も踏まえ、設計・施工を経て、平成25年度稼動をめざします。

(市・他自治体・関係機関・市民・学識者)

|                          | 計画期間(平成22年)の目標   | 中期達成状況(18年度末) | 後 期                        |                            |                  |                       |
|--------------------------|------------------|---------------|----------------------------|----------------------------|------------------|-----------------------|
|                          |                  |               | 19                         | 20                         | 21               | 22                    |
| 新ごみ処理施設の整備<br>(一部事務組合事業) | 建設<br>(一部事務組合事業) | 環境影響調査<br>実施  | 環<br>境<br>影<br>響<br>調<br>査 | 都<br>市<br>計<br>画<br>手<br>続 | 実<br>施<br>設<br>計 | 工<br>事<br>着<br>手<br>→ |

### 3-(1)-① 過剰包装・使い捨て商品の抑制

ごみの発生・排出を抑制するため、生産者や小売業者等に対して、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め換え製品の普及などを要請します。また、レジ袋等の抑制を図るためのマイバッグを作成し、普及促進など、ごみの発生・排出抑制に向けた取り組みを市民・関係団体等との連携により推進します。

(市・市民・関係団体・民間)

|              | 計画期間(平成22年)の目標 | 中期達成状況(18年度末) | 後 期    |    |    |    |
|--------------|----------------|---------------|--------|----|----|----|
|              |                |               | 19     | 20 | 21 | 22 |
| 普及・啓発の実施及び要請 | 実施             | 実施            | 実<br>施 |    |    | →  |

### 3-(1)-② エコ野菜地域循環事業の推進

資源循環型社会の形成と環境保全型農業の推進、市内農産物の普及促進等を図るため、有機性廃棄物(生ごみ等)を利用した資源循環モデル事業をJA東京むさしと協働により実施しています。さらに、JA東京むさしと連携し、モデル事業で実証された学校・保育園などにおける給食残さのコンポスト及び公園、街路樹などの市内から発生する剪定枝葉による堆肥化を市内の農業経営者においても実施するなど堆肥化の拡充を図ります。また、生産された農作物については、学校・保育園の給食として使用するとともにエコ野菜として流通・販売も考慮し、市内農産物の普及促進を図ります。

(市・関係団体・市民・民間)

|           | 計画期間(平成22年)の目標 | 中期達成状況(18年度末) | 後 期 |    |    |    |
|-----------|----------------|---------------|-----|----|----|----|
|           |                |               | 19  | 20 | 21 | 22 |
| 資源循環事業の実施 | 拡充             | 実施            | 拡充  |    |    | ▶  |

#### 4-(2)-① びん・缶・プラスチック類等の資源化の推進

容器包装リサイクル法に基づき、行政・市民・事業者が役割分担に応じた責任を果たすよう、施策の展開を図ります。特にペットボトルなどプラスチック類については、経費負担を含めた事業者の自主回収が行われるよう要請していきます。また、ごみ質の変化等に対応した適切な資源化を推進し、リサイクルセンターの整備・充実などを図ります。

(市・関係機関・関係団体・市民・民間)

|                 | 計画期間(平成22年)の目標 | 中期達成状況(18年度末) | 後 期 |    |    |    |
|-----------------|----------------|---------------|-----|----|----|----|
|                 |                |               | 19  | 20 | 21 | 22 |
| プラスチック類等の資源化の推進 | 資源化の推進         | 分別収集の実施       | 推進  |    |    | ▶  |

#### 8-(1)-① 家庭系ごみ有料化の検討・実施

平成16年7月、ごみ減量・資源化施策及び有料化について、ごみ減量・有料化検討市民会議を設置し、平成17年4月には、有料化の効果等として、①ごみ減量、資源化の推進、②ごみ処理経費の負担の公平化、③市民・事業者の意識改革、④環境負荷とごみ処理経費の軽減、があげられました。

その上で、有料化は、同年2月に始めた分別収集の成果を検証しながら慎重に進めること、有料化による収入は、ごみ減量等につながる新たな施策に活用すること、などの答申を得ました。

この答申内容を踏まえ、今後、分別収集の効果の検証をさらに進めるとともに、有料化の実施に向けて、具体的な内容や時期等について慎重に検討を進めます。

(市・市民・関係機関)

|                | 計画期間(平成22年)の目標 | 中期達成状況(18年度末) | 後 期   |    |    |    |
|----------------|----------------|---------------|-------|----|----|----|
|                |                |               | 19    | 20 | 21 | 22 |
| 家庭系ごみ有料化の検討・実施 | 検討・実施          | 検討            |       |    |    | ▶  |
|                |                |               | 検討・実施 |    |    |    |

### 新規・拡充事業(示しています)

#### 3-(1)-③ マイバグの普及

ごみの減量、レジ袋削減のため、マイバグキャンペーンを引き続き実施するとともにイベントや三鷹市商店会連合会等との協働により、マイバグの普及を図ります。

(市・市民・関係団体・民間)

### 3-(1)-④ リサイクル協力店の普及

マイバッグの持参の呼びかけ、簡易包装の実施、資源物の自主回収など創意工夫によりごみ減量・資源化に取り組む事業所をリサイクル協力店に認定し、協力店の利用が進むよう市民にPRします。

(市・市民・関係団体・民間)

### 4-(1)-① 再使用推進事業の支援

再利用に比べて環境負荷の少ないリサイクル方法である再使用の普及促進を図るため、フリーマーケットや不用品の交換など市民・事業者等が行う再使用の取り組みを支援します。また、市は、インターネットを利用した不用品交換システムの整備など、市民等の活動を促進するための環境整備に努めます。

(市・市民・事業者)

### 5-(1)-① 効率的でわかりやすい収集方法の推進

平成17年2月、市民にとってごみ・資源物の分別方法が分かりやすく、中間処理に適した新たな分別収集方法に変更しました。

さらなるごみの減量・資源化のため、この分別収集方法の徹底を推進します。また、空きびん・空き缶の収集方法を変更していきます。

(市・市民・他自治体・関係機関)

### 6-(1)-① 三鷹市環境センターの適切な運営

ごみの焼却における環境負荷を低減するため、平成12年度から14年度にかけて、ダイオキシン類の排出を抑制するバグフィルタ(ろ過集塵装置)等を設置しました。今後も新ごみ処理施設稼働まで、必要に応じた維持・補修等を行い、安全で安定的な運営に努めます。

また、環境に配慮したまちづくり推進の一環として、平成16年度にISO14001の認証を取得し、この認証を継続します。

(市・関係機関)

### 6-(2)-① リサイクルセンター整備の検討

リサイクルセンターにおける安定処理を維持するため、必要な点検・補修を行うとともに、老朽化が進む施設の建替えについて検討していきます。

(市・他自治体・関係機関・市民・学識者)

### 7-(1)-① 焼却灰の資源化の推進

最終処分場の延命化に向けた焼却灰の資源化については、平成18年度から東京たま広域資源循環組合において、エコセメント化していますが、今後は資源化された製品の活用について積極的なPR等に努め、有効利用していきます。また、焼却灰の一部を民間委託で資材化し、最終処分場への埋立量ゼロを継続します。

(市・他自治体・関係機関)

### 8-(2)-① 拡大生産者責任の明確化

ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負うという「拡大生産者責任」の明確化を求め、リサイクル可能な製品の製造・販売や適切な回収等を行うよう要請していきます。

(市・国・都・市民・NPO等)